

コラボヘルスにおける共済組合と所属所間の健康診査等の結果等の 共有・活用について

奈良県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）では、地方公務員等共済組合法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、組合員等の健康の保持増進のための保健事業（健康診査や保健指導等）を実施しています。

また、保健事業の実施に際しては、組合と所属所の連携・協働の推進（以下「コラボヘルス」という。）が不可欠であるとされています。

今後、一層の組合員等の健康の保持増進に向けて、コラボヘルスをより一層推進し、効果的・効率的に保健事業を実施するよう、地方公務員等共済組合法第18条及び個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号の規定に則り、組合と所属所との間で「コラボヘルス推進に係る覚書」を締結したうえで、健康診査の結果等を組合と所属所で共有し、活用することとなりますので、同号（※）の規定に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

※個人情報の保護に関する法律

第23条（第三者提供の制限）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき。

1. 共同利用する者の範囲

所属所：所属所の共済事務担当課職員及び健康管理関係職員

（責任者）各所属所長等

奈良県市町村職員共済組合：福祉課職員

（責任者）奈良県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程第3条及び同規程

細則第2条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者

2. 健康診査等の結果等を組合と所属所で共有し、活用する事業の内容

保健事業名	概要	共有情報
(1) 職場環境の整備に向けた取組		
① 組合と所属所による情報共有会議	所属所と共に組合が連携して、生活習慣病予防等のための情報共有、及び喫煙や食事、運動習慣改善のための整備を実施する（コラボヘルス推進会議等）	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
② 組合から所属所への情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を所属所に提供する（スマーリングレポート等）	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
(2) 組合員等への意識付け		
① 組合員等の健康意識向上等を目的とした情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を提供する（個人向け健康ポータルサイト等）	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
② 組合員等の健康意識向上等を目的とした個別性の高い情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を組合員等の状況に合わせて個別に提供する（個人向け健康ポータルサイト等）	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
(3) 保健事業における取組		
① 特定健康診査	生活習慣病リスクの早期発見を目的とした健康診査を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
② 特定保健指導	特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者に対する専門職からの保健指導を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
③ 健診結果及び健康康リスク保有者の共有による健診後フォロー	健康診査の結果を用いた専門職による受診勧奨、保健指導等を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
④ 要治療者等に向けた医療機関の受診勧奨	健康診査の結果から、医療機関の受診が必要であるが未受診である者に受診勧奨を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
⑤ 糖尿病性腎症等の重症化予防	健康診査の結果から、糖尿病等の重症化の可能性が高い者に対し、受診勧奨を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等

保健事業名	概要	共有情報
⑥ 若年層（40歳未満）に向けた生活習慣病対策	健康診査の結果から、若年層（40歳未満）に向けた生活習慣病予防に関する情報提供及び専門職からの保健指導を実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等
⑦ 人間ドック・がん検診等の実施と要精密検査者に対する受診勧奨	生活習慣病の予防や悪性新生物（がん）の早期発見を目的とした健康診査及び要精密検査者等に対する受診勧奨を実施する	組合員 年齢 性別 等
⑧ 歯科健診の実施と要治療者に対する受診勧奨	歯周病の発見や歯科口腔衛生の向上を目的とした歯科健康診査及び要治療者等に対する受診勧奨を実施する	組合員 年齢 性別 等
⑨ 喫煙対策	喫煙者の減少を目的として専門職等による禁煙サポートを実施する	組合員・被扶養者 年齢 性別 等

- ・ 本事業で取り扱う個人データ（個人情報）には、レセプト（診療報酬明細書：病歴・治療内容等）は含まれません。ただし、レセプトから、生活習慣病の予防対象者の抽出や通院状況の確認に必要な内容（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病等に関する通院や服薬状況）は含みます。
- ・ 共有する個人データ（個人情報）は、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ありません。上記の目的以外で使用された場合は、前記責任者及び違反者に罰則が課せられます。
- ・ コラボヘルスにおける所属所との健康診査の結果等の共有について同意されない場合は、共同利用停止の申し出を所属所又は組合に行ってください。また、一旦申し出た停止を解除する申し出も同様に所属所又は組合に行ってください。ただし、特定健康診査の結果等を所属所から共済組合へ提供すること等、法令により共有するものについては共有を拒否することはできません。